

**みどりの食料システム法に基づく
基盤確立事業実施計画の作成等の手引き**

令和 7 年 10 月

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

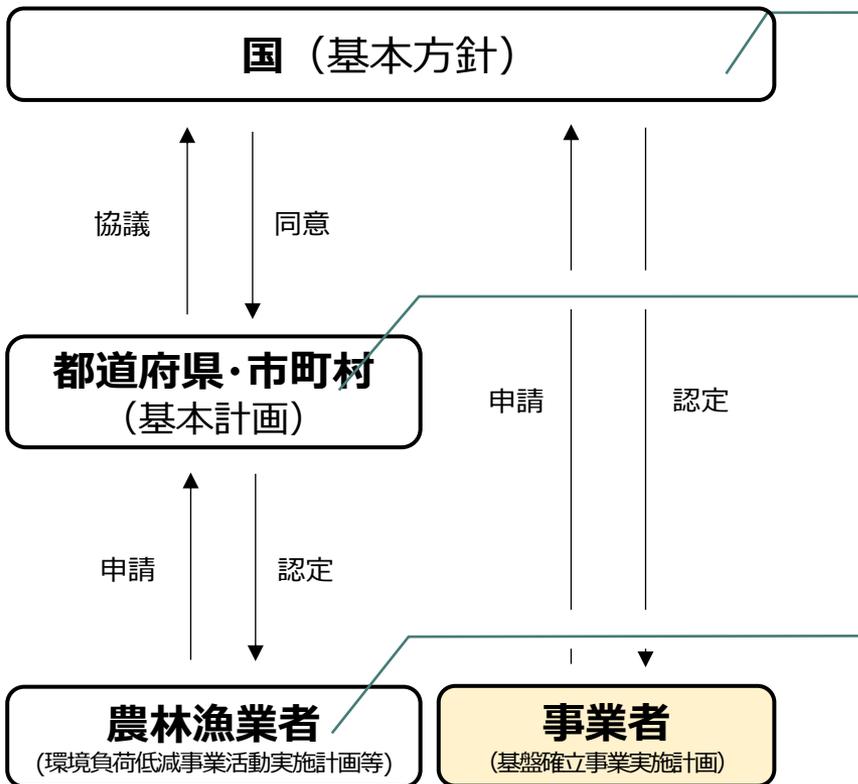
農林水産省

はじめに

- みどりの食料システム法※（以下「法」といいます。）は、**農林水産物等の生産から消費に至る各段階において環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境と調和のとれた食料システムの確立**を図り、もって**農林漁業・食品産業の持続的な発展等**に結びつけるための枠組みです。
- 特に環境負荷の低減を図る取組は、**農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源**を積極的に取り入れ、**農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を整備することが重要**となります。また、「農林漁業×環境」の取組の拡大は、事業者にとっても、**新たなビジネスチャンス**となる可能性があります。
- このような観点から、法では、環境負荷の低減に資する**技術の研究開発や実装**、環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物を用いて行う**新商品の開発や販路開拓等**の取組を促進するための**国の認定制度を創設**しました。
- この**手引書**は、より多くの事業者の方々に制度を活用いただけるよう、事業計画を作成する際の参考となるよう作成したものです。御不明な点がございましたら窓口（P8）まで御連絡賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

制度の枠組み



<国の基本方針の柱立て>

第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与

第6 その他重要事項

法に基づく認定制度と予算事業との連携等、国は総合的に施策を推進

第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定

第4 地方自治体による基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成

- ・ 都道府県が主導して、市町村と連名の計画を作成することを基本とする。
- ・ 地域の関係者の合意形成を促すことに配慮すること。
- ・ 有機農産物の学校給食利用など、流通・消費対策を記載すること。等

第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進

第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、事業者による先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進

- ・ 事業の効果が広域的に寄与すること、一定の先進性を有すること 等

基盤確立事業の定義・類型

法第2条第5項

この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業をいう。

類型（法第2条第5項各号）		取組イメージ <基本方針第五の2>
①	先端的な技術に関する 研究開発及びその成果の移転の促進 に関する事業	ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業技術を始め、環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成 に関する事業	病害虫抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する 資材又は機械類その他の物件の生産及び販売 に関する事業	環境負荷の低減を図るため、堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売、除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する 機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させること に関する事業	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業
⑤	環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う 新商品の開発、生産又は需要の開拓 に関する事業	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
⑥	前号に規定する農林水産物の 流通の合理化 に関する事業	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

支援措置

① 税制による支援措置

みどり投資促進税制

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等を取得する場合に、**法人税・所得税の特別償却（機械等32%、建物等16%）の適用を受けることができます。**

このほか、**機械メーカーは、化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる機械等について、基盤確立事業実施計画の認定とあわせて確認を受けることで、生産者向けの税制対象設備等として販売促進に役立てることができます。**

② 金融による支援措置

新事業活動促進資金

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金について、特別利率②での貸付けを受けることができます。**

食品等持続的供給促進資金 （旧：食品流通改善資金） （食料システム法の特例）

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減の取組により生産された農林水産物の集出荷施設や処理加工施設等を整備する場合に、日本政策金融公庫の**食品等持続的供給促進資金の貸付けを受けることができます。**

※中小企業に限ります。

また、融資の利用に当たっては、別途、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。

③ その他の支援措置

補助金等交付財産の 処分の制限解除手続のワンストップ化 （補助金等適正化法の特例）

補助金等により取得した財産の処分等の制限解除（目的外使用等）に関わる各省各庁の承認手続について、**基盤確立事業実施計画の認定申請時にまとめて申請を行うことができます。**

農地転用許可の手続のワンストップ化 （農地法の特例）

農地転用を伴う施設整備等を行う場合の転用許可に関わる手続について、**基盤確立事業実施計画の認定申請時にまとめて申請を行うことができます。**

品種登録の出願料及び登録料の軽減 （種苗法の特例）

認定基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、**品種登録の出願料及び登録料（1～6年目）を4分の3軽減します。**

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

みどり投資促進税制

都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）**の適用が受けられます。

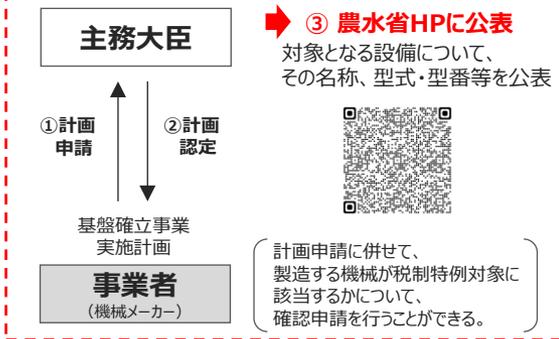
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

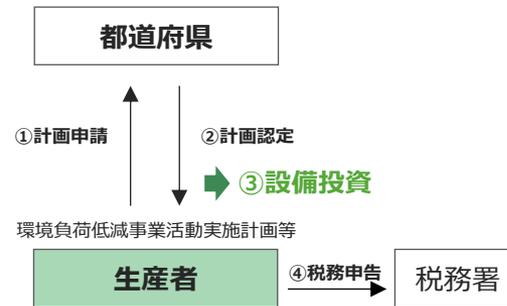
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

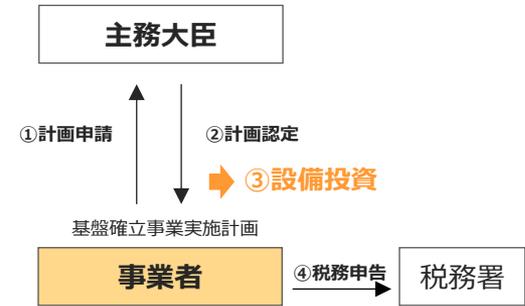


ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>



※本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和8年3月31日までの間**に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合に限られます。（令和8年度税制改正要望で2年延長を要望）

計画の認定申請

- 基盤確立事業の認定を受けたい事業者は、計画を作成し、主務大臣（農林水産大臣及び事業所管大臣）の審査・認定を受ける必要があります。
- 主務大臣は、国が定める基本方針等に照らして、その内容を審査した上で認定します。

申請事業者

基盤確立事業実施計画 (計画記載事項)

- ① 基盤確立事業による目標
- ② 事業の内容及び実施期間
- ③ 事業の実施体制
- ④ 事業に必要な資金の額・調達方法

(以下、計画の内容に応じて)
- ⑤ 事業の用に供する設備導入を行う場合は、その種類・内容等
- ⑥ 補助金等交付財産の活用に関する事項

申請

認定

主務大臣

(農林水産大臣 + 事業所管大臣)

認定要件

1. 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
2. 当該事業が環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること。

その他、個別法の特例を受けようとする場合には、当該個別法の認定基準等に基づき、認定をすることができる場合に該当すること。

申請手続のフロー（イメージ）

計画の認定を希望する際は、計画の開始を予定している時点から、時間的余裕をもって、申請窓口となる**地方農政局等※（P8参照）への事前相談**を行ってください。

※北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。

事前相談

取組が要件に合致するか、事業所管大臣はどこか等を確認します。申請書のたたき台や、任意の様式で**取組内容・投資内容等の説明が可能な状態で御相談ください。**

（申請・認定までに要する期間は個別の内容によります。）

計画の申請（審査開始）

税制対象機械等の確認は、計画の審査プロセスと同時に行います。

申請書は、**申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等※に提出**してください。

計画の認定・公表

認定された計画については、認定の日付、事業者の名称、基盤確立事業の内容を主務官庁の**ホームページに公表**します。なお、**公表する内容は事前に調整**を行います。

計画の実施（設備投資等の実施）

計画の実施状況の報告について

認定された計画に従って行われる基盤確立事業の実施状況については、所定の様式に基づき、事業を実施した年度ごとに、**翌年度の5月31日までに農林水産大臣及び事業所管大臣に報告**いただきます。

基盤確立事業に関する窓口

計画の認定を希望する際の事前相談及び申請については、以下の窓口にご連絡ください。

地域ブロック別の窓口		連絡先
北海道農政事務所 (北海道)	みどり戦略推進事務局	☎011-330-8822 E-mail : midori-hokkaido@maff.go.jp
東北農政局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	環境・技術課	☎022-263-1111 (内線4230、4116) E-mail : tohoku_seisan_midori@maff.go.jp
関東農政局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	環境・技術課	☎048-740-0422 E-mail : midori_kanto@maff.go.jp
北陸農政局 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	環境・技術課	☎076-232-4131 E-mail : midori_hokuriku@maff.go.jp
東海農政局 (岐阜県、愛知県、三重県)	環境・技術課	☎052-746-1313 E-mail : midori_tokai@maff.go.jp
近畿農政局 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	環境・技術課	☎075-414-9722 E-mail : kinki_midori.1@maff.go.jp
中国四国農政局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	環境・技術課	☎086-224-4511 (内線2417、2789) E-mail : midori_chushi@maff.go.jp
九州農政局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	環境・技術課	☎096-211-9111 (内線4150) E-mail : midori_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 (沖縄県)	生産振興課	☎098-866-1653 E-mail: midori.okinawa.x3s@ogb.cao.go.jp

申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等※にご連絡ください。

※北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。

基盤確立事業実施計画の認定審査のポイント

- 主務大臣は、提出された計画の内容が基本方針に適合するか等を確認し、認定の可否を判断します。

要件（基本方針第五の2）	ポイント
①「環境負荷の低減の 効果の増進 」又は「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の 付加価値の向上 」に相当程度寄与するものであること	<p>「環境負荷の低減の効果の増進」の観点からは、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくすることを企図し、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む際の労働負荷や生産コストの上昇、収量の低下等の課題に対処するものとなっているか。</p> <p>「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」の観点からは、当該取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通することが重要であることを踏まえ、取扱量、販売単価等から見て、当該事業が農林漁業者の所得向上につながるものとなっているか。</p>
②事業効果が 広域的 に寄与すること	事業展開による環境負荷低減の取組への効果が、 地域の農業協同組合の管轄区域や県域などを超えて波及するものとなっているか。
③事業内容が一定の 先進性 を有すること	現行の技術水準 や当該技術を備えた製品及びサービスの 普及状況、同業他者や事業実施地域における事業の実施状況 等を勘案し、事業内容について 一定の先進性を有するものとなっているか。

👉 **具体的な審査のポイントは次ページ以降で御紹介します**

基盤確立事業実施計画の認定審査のポイント（つづき①）

審査のポイント（全事業共通）	
①目標	具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確で、 実現可能なものとなっているか。
②事業の内容	みどりの食料システム戦略の趣旨に合致 する取組であるか。
	当該事業を実施するために 適切な実施期間 が設定されているか。
	導入する設備等 が、目標及び事業の内容と 整合のとれた種類及び規模 となっているか。
	事業を実施するために 必要な資金の額 が設定されており、その 調達方法が適切 であるか。
③実施体制	人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担等 からみて事業が確実に実施できるものとなっているか。
その他	法第41条から第44条までの特例、又は法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしているか。
	事業の実施により、低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないか。
	事業の実施に当たり、必要に応じて、関係法令に基づく許認可や届出等が適切に行われているか。また、事業に係る国が定めるガイドライン等を遵守しているか。

基盤確立事業実施計画の認定審査のポイント（つづき②）

審査のポイント（各事業）	
①研究開発及びその成果の移転の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の技術水準や関連分野の研究開発状況等を踏まえ、新規性・独創性があるか。 ・他の手段と比べて技術的な優位性を有しているか。 ・実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確になっているか。 ・普及対象範囲が広域的なものとなっているか。
②新品種の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の品種にない優れた機能や形質を有することで、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新品種を育成するものであるか。 ・育成する新品種が環境負荷の低減にどのように寄与するかについて、その目標が明確であるか。 ・普及対象範囲が広域的なものとなっているか。
③資材又は機械類の生産及び販売	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに扱う製品に関する取組、又は既存製品の普及拡大を図る取組であるか。 ・当該製品が環境負荷の低減にどのように寄与するかが明らかになっているか。 ・普及対象範囲が広域的なものとなっているか。 ・資材については、肥料の品質の確保等に関する法律、農薬取締法に基づく登録申請又は届出が行われているか。（それぞれの資料を添付すること。肥料：登録証・申請書の鑑、農薬：登録票・申請書の鑑） ・農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格している機械であるか。
④機械類のリース・レンタル等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に資する機械類その他の物件について、リース・レンタルやサブスクリプション等の販売以外の手段によって農林漁業者に提供する取組であるか。 ・取組を新たに開始する、新たな地域で事業を行う、又は新たな物件を取り扱うものであるか。 ・普及対象範囲が広域的なものとなっているか。
⑤新商品の開発、生産又は需要の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物（有機JAS認証を受けていないものを含む。）、特別栽培農産物、認定事業活動等により生産された農林水産物、又は地域における認証制度等に基づき環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を原材料として用いて行う取組であるか。 ・当該農林水産物を原材料として用いることが、開発等を行う新商品の品質等を特徴づけるものとなっているか。 ・新たに当該農林水産物等を取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させる取組であるか。 ・農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであるか。 ・広域的に農林漁業者と取引を行う、又は広域的に流通・販売する取組であるか。
⑥流通の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物（有機JAS認証を受けていないものを含む。）、特別栽培農産物、認定事業活動等により生産された農林水産物、又は地域における認証制度等に基づき環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であるか。 ・当該農林水産物の流通コストを削減するための流通の効率化、又は当該農林水産物等の価値を高め、若しくは新たな需要開拓のための品質管理等の高度化を図る取組であること。 ・新たに当該農林水産物等を取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させる取組であるか。 ・農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであるか。 ・広域的に農林漁業者と取引を行う、又は広域的に流通・販売する取組であるか。

申請に必要な書類

(1) 認定申請書

- 申請書には、申請者の氏名及び住所（法人その他の団体は、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）を記載してください。
- 基盤確立事業の実施に関する計画書を添付してください。（P13～ 記載例）

(2) 添付書類

- (1) 認定申請書のほかに、以下の書類を添付する必要があります。申請者が複数いる場合は、それぞれの者で添付書類が必要です。

	添付書類
①	申請者が法人の場合は、 定款 又はこれに代わる書面
	申請者が法人でない団体の場合は、 規約 その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
②	申請者の 最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 (これらの書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類)
③	基盤確立事業の実施に際して他の法令に基づく許認可等を必要とする場合は、 その許認可等を受けていることを証する書類 又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類 (産業廃棄物処理業の許可、農薬取締法、肥料法に基づく登録または届出をしたことを証する書類等)
④	基盤確立事業の用に供する施設の整備を行う場合は、 当該施設の規模及び構造を明らかにした図面

※上記のほか、各個別法の特例を受けようとする場合には、他の添付書類が必要となります。

基盤確立事業実施計画の作成

計画書の記載例（青字）

※記載例はあくまでイメージやポイントを解説したものです。
事業内容に応じて自社の取組を記載してください。

基盤確立事業の実施に関する計画

1 基盤確立事業の内容及び実施期間

(1) 申請者の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称：株式会社〇〇産業 （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：代表取締役 〇〇 〇〇）	
②住所又は主たる事務所の所在地：〇〇県〇〇市〇〇	
③連絡先 ・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 ・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp ・担当者名：〇〇部 〇〇 〇〇	
④業種：農業用機械製造業	
申請者	
①.....	
②.....	

記載のポイント・留意点

- ・「業種」には、計画の対象となる事業について、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載してください。
- ・共同申請者がいる場合には、行を増やして、全ての申請者に関する内容を記載してください。この場合、代表者1名を最初に記載し、その他の者が共同申請者であることが分かるようにしてください。

(2) 基盤確立事業の内容

①事業内容の類型

- 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業
- 新品種の育成に関する事業
- 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業
- 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業
- 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業
- 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化に関する事業

記載のポイント・留意点

該当する類型に✓を入れてください。

基盤確立事業実施計画の作成（つづき①）

②取組内容

（i）事業実施上の課題・背景

新規就農希望者の3割が有機農業に取り組むことを希望するなど、環境保全型農業や有機農業への注目が集まり、今後、その増加が見込まれる。一方、これらに取り組むに当たっては、収量・品質が不安定であることや労力がかかることがハードルとなっており、……………。

そこで、当社では、これまで、農業用機械製造で培ってきた技術を活かし、〇〇県農業試験場等と連携して、廉価で導入可能な農業用機械××を開発し、……………。

今後、本機については全国的な需要が見込まれることから、今回、本事業により本格的な事業化に着手し、農業用機械××の生産販売体制を増強するものである。

（ii）事業の取組内容

【生産設備の整備】

農業用機械××の生産体制を確保するため、製造ライン一式を整備する。

具体的には、202X年に●●を増設し、……………。

【販売体制の構築】

操作やメンテナンス等のアフターサービスの拠点として、全国〇箇所販売窓口を設置し……………。

【販路の開拓】

農業者向けパンフレットの作成、現地説明会の開催や各種展示会への出展、……………等を実施する。

（iii）事業の効果・波及性・先進性

本機の性能は別紙のとおりである。

本機は、〇〇技術を活用することにより、現在、一般に普及している既存の農業機械□□と比較して、〇〇性や〇〇性に優れており、農家の雑草管理にかかる労働時間を〇%削減する。また、……………。

さらに、本機は、〇〇を調整することで、さまざまなほ場条件において活用することが可能であり、〇〇県のみならず、全国各地の水田農業で活用することが可能である。……………。

これらにより、有機農業をはじめとする環境保全型農業に取り組む際の雑草管理の軽労化・低コスト化に寄与するものである。

記載のポイント・留意点

- ・「(iii)事業の効果・波及性・先進性」につながる内容となるよう、課題やニーズの把握状況を記載してください。
- ・関連する農林漁業者の取組や、取り扱う農林水産物の種類等、その対象を明確にしてください。
- ・これまでの実績などがあれば記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・いつ、どこで、どのような取組を行うのか、具体的な事業内容を記載してください。
- ・設備導入を行う場合は、なぜその設備が事業の実施に必要なものかについて、簡潔に記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・事業実施が「環境負荷低減の効果の増進」又は「農林水産物の付加価値の向上」にどのように寄与するのか、その因果関係が分かるよう記載してください。
- ・必要に応じて、製品やサービス等の概要、環境負荷の低減に資することを示す根拠が分かる資料を添付してください。
(例：化学肥料・化学農薬の削減効果を示すデータ等)
- ・事業の波及性・先進性が分かるように記載してください。(下線部分参照)

基盤確立事業実施計画の作成（つづき②）

（3）基盤確立事業の実施期間

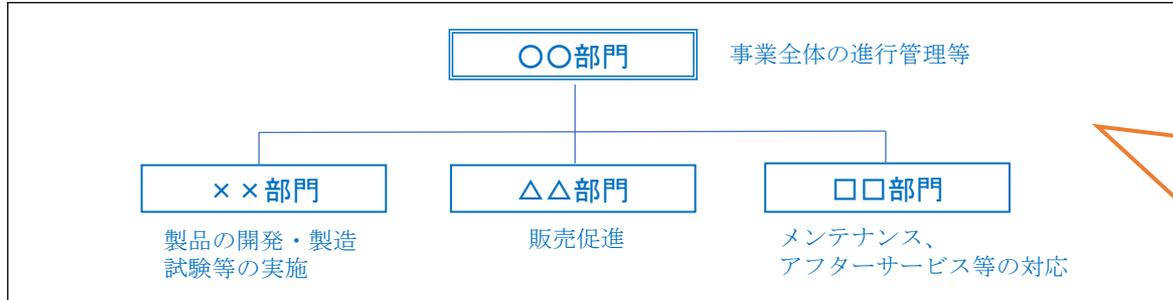
実施期間： 令和7年10月 ～ 令和12年3月（目標年度）

（うち研究開発期間： ）

記載のポイント・留意点

- ・開始時期は認定が見込まれる時期以降とし、終了時期は開始時期から5年を目途に設定してください。
(新品種の育成を行う場合は、10年以内)
- ・新事業活動促進資金の貸付を希望する場合であって、実施期間に研究開発期間が含まれるときは、その期間を明記してください。

2 基盤確立事業の実施体制



記載のポイント・留意点

- ・事業実施に当たって、特に、複数の事業者者で共同申請する場合は、各事業者が担う役割を明確にして記載してください。
- ・体制図などが分かる資料の添付をもって記載に変えることも可能です。

3 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標

（1）基盤確立事業に関する目標

- ・令和11年度末までに、農業用機械××を〇〇〇台販売することを目標とする

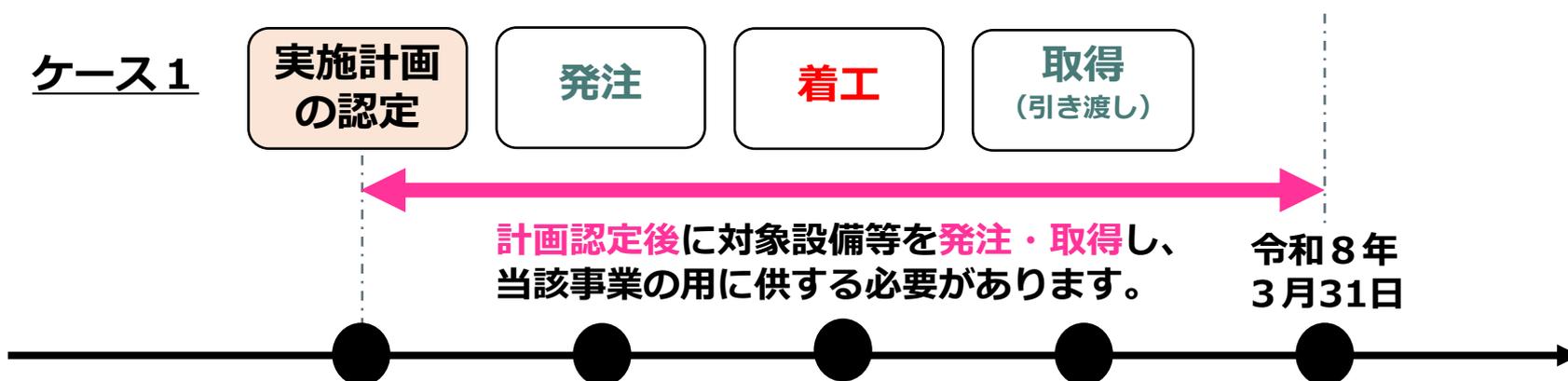
記載のポイント・留意点

- ・販売台数や、取扱量の増加など、定量的又は定性的に記載してください。
- ・研究開発に取り組む場合は、その達成目標を記載してください。

(参考) 課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

- 令和8年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供する必要があります。

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)



みどり投資促進税制の対象機械等の確認申請

□ 基盤確立事業の認定に係る機械等について、農業者が環境負荷低減事業活動の用に供する設備等を導入した際に適用される税制の対象機械等となることを希望する際は、以下の通り、確認申請を行う必要があります。

(1) 対象機械の要件・確認申請のポイント

	要件	ポイント
①	次のいずれかの機械等であること。 a. 慣行的な生産方式と比較して、化学肥料又は化学農薬の使用量の減少に資する機械等 b. 化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる事業活動の安定に不可欠な機械等	aの機械については、複数の営農条件（複数の土壌条件、営農条件（例えば、平場、中山間地域等）、気候条件）において、当該機械の有効性を科学的な見地から検証しているか。
②	発売後10年以内のモデルであること	発売後10年を経過したモデルについては、本確認の対象外となります。また、当該機械等が本税制の適用の対象となるのは、販売開始日から10年後の日を含む年の12月31日までとなります。
③	直前の旧モデルの販売台数を下回るモデルであること	旧モデルが存在しない場合、本要件は関係ありません。

※このほか、農業者が導入する際の機械等の取得価格が100万円以上である必要があります。

(2) 添付書類

- 基盤確立事業実施計画の認定の申請の際に、申請書様式の**別表8（P18）**を添付する必要があります。
- そのほか、
 - ①申請する機械等の**概要・型式が分かるパンフレット等**
 - ②申請する機械等について、**異なる営農条件で有効性の確認を実施したことを示す資料**を添付してください。

みどり投資促進税制の対象機械等の確認申請（つづき）

確認申請（別表8）の記載例

1 機械等の概要

機械等の種類	機械等の名称	型式	販売開始日	標準販売価格 (千円)	備考
田植機	×××	Aa111	令和2年5月1日	3,000千円	
色彩選別機	△△△	Cc333	平成28年9月1日	2,000千円	

記載のポイント・留意点

- ・機械等の種類については、水田除草機や田植機等の一般的な名称を記載してください。
- ・名称及び型式については、販売の際に用いるものを記載してください。
- ・なお、取得価格が100万円以上でないと税制特例の対象とはなりません。

2 用途・環境負荷低減への寄与

【記載例1】

可変施肥田植機Aa111を導入することにより、温暖な〇〇県の水田（平場）においては、地域の慣行的な施用量と比べ〇%化学肥料の使用量を削減し、冷涼な△△県の水田（中山間地域）においては地域の慣行的な施用量と比べ△%化学肥料の使用量を削減できることが実証されており、化学肥料の使用量の減少に資する機械である。

【記載例2】

色彩選別機Cc333を導入することにより、化学農薬を低減させることで増加したカメムシ斑点米を除去し、着色粒を〇%から△%に低減させることができる。

米の販売に当たっては、消費者の嗜好を踏まえ、着色粒の割合をできる限り低減する必要があることから、農業者の収入の維持・向上の観点から、色彩選別機Cc333の導入が不可欠である。

記載のポイント・留意点

- ・申請する機械等が、慣行的な生産方式と比較して化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させるものである場合には、どの程度減少させるかを記載してください。
- ・申請する機械等が、環境負荷低減事業活動の安定に不可欠なものである場合には、その理由を記載してください。

3 販売台数

	販売台数	備考
1の機械等	200台	
直前の旧モデル	1,000台	型式:Bb222、販売開始年:平成28年4月1日

記載のポイント・留意点

- ・本申請時点における販売台数等を記載してください。概数で差し支えありません。
- ・直前の旧モデルは、「備考」の欄に名称、型式、販売開始年を記載してください。
- ・直前の旧モデルが無い場合は、その旨を備考欄に記載してください。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム法
基盤確立事業実施計画ページ



みどりの食料システム法
トップページ

